２　万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の四箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の四箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、１に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

３　各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

４　編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であって同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

５　１及び４に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。

第十六条

一般規則第百三十八条の二を次のように改める。

第百三十八条の二　前条の規定に従って提出された議案を修正するための手続

１　既に提出された議案（管理理事会又は郵便業務理事会によって提出されたものを含む。）に対する修正案は、大会議内部規則に定める手続に従い、国際事務局に提出することができる。

２　削除

第十七条

一般規則第百四十条を次のように改める。

第百四十条　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

１　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、四十五日の期間を与えられる。修正は、認められない。この四十五日の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう投票権を有する各加盟国に要請する。四十五日の期間内に自国の賛否が同事務局によって受領されなかった加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。これらの手続に係る書類及び意見は、物理的手段又は安全な電子的手段により提出されなければならず、また、加盟国が同事務局に書類又は意見を提出する場合には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この１の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であって、同事務局又は加盟国による書類及び意見の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

２　議案が連合のいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、１の手続に参加することができる。

第十八条

一般規則第百四十一条を次のように改める。

第百四十一条　大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

削除

一般規則第百四十四条を次のように改める。

第百四十四条　施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

１　施行規則及びその改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

２　１の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第二十条

一般規則第百四十五条を次のように改める。

第百四十五条　連合の経費の決定

１　連合の機関の活動に係る年次経費は、２から６までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年から二千二十五年までの各年につき三千八百八十九万三十スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、この年次経費の最高限度額は、同年より後の各年についても等しく適用される。

２　次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

３　管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、１及び２に定める最高限度額の超過を認めることができる。

４　管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

５　１の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

６　１及び２の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、１及び２に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第二十一条

一般規則第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条　加盟国の分担金に関する規則

１　連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

２　加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

３　加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

４　法的な理由その他の理由により３に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

５　連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。